

パートナーシップ宣誓制度  
ガイドブック

令和 8 年 1 月

佐川町

## パートナーシップ宣誓制度の概要

佐川町は、町民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合い、多様な生き方を認め合いながら、共に生きる社会の実現に向け、「佐川町パートナーシップ宣誓制度」を制定しました。

この制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であるお二人が、佐川町に対して宣誓を行い、佐川町が『宣誓書受領証』及び『宣誓書受領証カード』を交付してお二人の関係を証明するものです。

この制度には法的な効力はありませんが、当事者の方が安心して暮らすことができるよう自治体として当事者の方を応援していくための制度です。

## パートナーシップとは

この制度における「パートナーシップ」とは、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいいます。

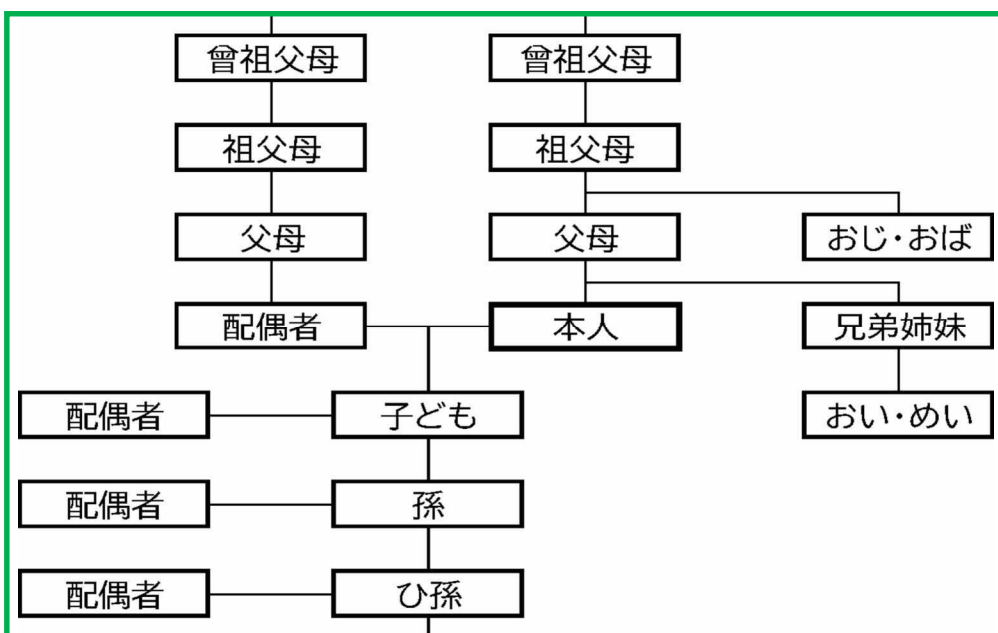
本制度では、事実婚や性的マイノリティのカップル等、お二人が生活していくうえで、お互いを支え合い、欠かすことのできない関係と認め合う二人の関係を対象としています。

# 1.宣誓をすることができる方

本制度において、パートナーシップの宣誓をすることができる方は次の(1)から(5)の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 宣誓日において、双方が成年(18歳)に達していること
- (2) 双方が町内に住所を有していること  
(必ずしも同居している必要はありません。)
- (3) 双方とも配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと
- (4) 双方とも当該パートナーシップの相手方以外にパートナーシップにある者がいないこと
- (5) 宣誓者同士が近親者でないこと  
宣誓者同士が民法第734条から第736条までに規定する(婚姻をすることができない関係(近親者)にある)場合は宣誓できません。  
ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者の関係に該当する場合は除きます。

【近親者】 パートナーシップの宣誓をすることができない関係の方



## 2. 宣誓までの流れ

### ① 事前予約

- ・ 宣誓予定日の7日前までに、電話、又は佐川町ホームページの『お問合せ』フォームから予約をお願いします。

なお、ホームページから予約される際には、タイトルを『パートナーシップ宣誓について』としてください。

※予約先：佐川町住民課 戸籍係

※電話： 0889-22-7707

土日祝祭日等閉庁日を除く

8：30～17：15(12:00～13:00除く)

※ホームページURL：<https://www.town.sakawa.lg.jp/inquiry/>

タイトルは、『パートナーシップ宣誓について』としてください。

### ② パートナーシップ宣誓(当日)

- ・ 予約した日時に住民課にお二人揃って必要書類をご持参ください。

個室の利用も可能です。個室を希望される場合は、予約の際にお申し出ください。

※ご本人が記入できないときは、代筆することができます。

※必要書類は4ページに記載しています。ご確認のうえ、当日お持ちください。

- ・ 職員が、宣誓書の内容や必要書類を確認します。

- ・ 書類に不備等がなければ、後日、『宣誓書受領証』（各1部）と『受領証カード』（各1部）を交付します。

### 3. 必要書類

お持ちいただく必要書類は次のとおりです。下記のほか、町長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。手数料は自己負担になります。

ご不明の点は事前にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

書 類	備 考
住民票の写し または、 住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主の氏名及び続柄」の記載を省略したもの</li> <li>・双方それぞれ1通(同一世帯の場合はお二人で1通)</li> <li>・いずれも発行から3カ月以内のもの</li> </ul>
現に婚姻をしていないことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍抄本または独身証明書</li> <li>・双方それぞれ1通</li> <li>・いずれも発行から3カ月以内のもの</li> </ul>
本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署発行の顔写真の付いた書類を提示 (例)マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、 旅券(パスポート)など</li> </ul> <p>※上記をお持ちでない方は、次の内2点を提示 健康保険被保険者資格確認書、共済組合資格確認書、後期高齢者医療保険被保険者確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、その他官公署が発行した資格者証等</p>
通称名を使用する場合の必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通称名で届いた郵便物、通称名で記載された社員証(学生証)や公共料金(水道、電気、ガス)の各種伝票等で、一定期間(原則、半年以上)にわたって使用されていることが確認できる書類</li> </ul>

## 4.交付する『宣誓書受領証』及び『宣誓書受領証カード』

### ○佐川町パートナーシップ宣誓書受領証

(表面)

様式第2号(第6条関係) (表面)

佐川町パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
( 年 月 日生) ( 年 月 日生)

住所 佐川町 \_\_\_\_\_ 住所 佐川町 \_\_\_\_\_

宣誓日 年 月 日

佐川町パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、佐川町パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

佐川町長 印

(裏面)

(裏面)

○戸籍上の氏名等(通称名を使用している場合)  
 (宣誓者) \_\_\_\_\_ (宣誓者)  
 氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

○宣誓書記載事項の変更  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

○再交付年月日(紛失・毀損等) \_\_\_\_\_

**注意事項**

○次の場合には、宣誓は無効となりますので、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。  
 (1) パートナーシップを解消したとき  
 (2) 宣誓者が死亡したとき  
 (3) 宣誓者が町内に住所を有しなくなったとき  
 (4) 宣誓の要件に該当しなくなったとき  
 (5) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき  
 (6) 不正な方法により受領証等の交付を受け、又は受領証等を不正に使用したことが判明したとき

○この受領証を紛失、毀損、汚損等の事情により再交付を希望するときは、「佐川町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)」を提出してください。

**受領証の提示を受けられた方へ**

佐川町では、一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、共に生きる社会を実現するため、本制度を実施しています。  
 法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。  
 なお、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

1. パートナーシップとは  
 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいいます。

2. 宣誓を受けた際に確認した事項  
 この受領証は、町長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の方が下記の事項に該当すると認められた場合に交付されます。  
 (1) 成年に達していること  
 (2) 双方が町内に住所を有していること  
 (3) 配偶者(事実婚を含む。)がないこと  
 (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓をしていないこと  
 (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(原寸はA4サイズ)

### ○佐川町パートナーシップ宣誓書受領証カード

佐川町パートナーシップ宣誓書受領証カード

佐川町パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、佐川町パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓者氏名 \_\_\_\_\_ 宣誓者氏名 \_\_\_\_\_  
( 年 月 日生) ( 年 月 日生)

住所 佐川町 \_\_\_\_\_ 住所 佐川町 \_\_\_\_\_

宣誓日 年 月 日

交付日 年 月 日 佐川町長 印

(表面)

**特記事項** ○戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)

**【宣誓者氏名】** \_\_\_\_\_ **【宣誓者氏名】** \_\_\_\_\_

○再交付年月日 年 月 日

**注意事項**

○次の場合、宣誓は無効となりますので、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。  
 ・パートナーシップを解消したとき ・宣誓者が死亡したとき  
 ・宣誓者が町内に住所を有しなくなったとき ・宣誓の要件に該当しなくなったとき  
 ・宣誓書等の内容に虚偽があったとき  
 ・不正な方法により受領証等の交付を受け、又は受領証等を不正に使用したことが判明したとき

**受領証カードの提示を受けられた方へ**

佐川町では、一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、共に生きる社会を実現するため、本制度を実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領証カードの提示を受けられた方は、制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。  
 なお、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

(裏面)

## 5. 宣誓書受領証等交付後の手続きについて

### (1) 受領証等を紛失・汚損などしたとき

宣誓書受領証等の紛失、汚損等により再発行を希望する場合は、『佐川町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書』（様式第4号）に必要事項をご記入のうえ提出してください。

#### 【必要書類】

○佐川町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)

#### ※汚損・毀損の場合

○佐川町パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)

○佐川町パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)

### (2) 宣誓書に記載した事項に変更があったとき

住所や氏名など、宣誓書に記載した内容に変更があったときは、変更内容を記載した受領証等を交付しますので、『佐川町パートナーシップ宣誓事項変更届』（様式第5号）に下記の必要書類を添付して提出してください。

#### 【必要書類】

○佐川町パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)

○佐川町パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)・・・2人分

○佐川町パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)・・・2人分

○変更内容が確認できる書類(添付書類)

住所変更の場合・・・住民票、または住民票記載事項証明書

氏名変更の場合・・・戸籍抄本等

通称名変更の場合・・・P4の「通称名を使用する場合の必要書類」と同じ

○本人確認書類・・・P4の「本人確認書類」と同じ

### (3) 受領証等の返還が必要なとき

次の①から⑤のいずれかに該当したときは、『佐川町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届』（様式第6号）を提出し、受領証等を返還してください。

- ① 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ② 宣誓者が死亡したとき
- ③ 宣誓者が町内に住所を有しなくなったとき
- ④ 宣誓の要件に該当しなくなったとき
- ⑤ 虚偽の事実が判明したとき

#### 【必要書類】

- 佐川町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)
- 佐川町パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)
- 佐川町パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)
- 本人確認書類・・・P4の「本人確認書類」と同じ

### (4) 宣誓書記載内容等証明書が必要なとき

行政サービスの手続等で宣誓書の内容の証明が必要なときは、『佐川町パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書』（様式第8号）を発行しますので、『証明書交付申請書』（様式第7号）を提出してください。

#### 【必要書類】

- 佐川町パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)
- 本人確認書類・・・P4の「本人確認書類」と同じ

※住所や氏名など宣誓書の内容に変更があるときは、上記(2)の手続きをする必要があります。



## よくあるご質問 (Q&A)

### Q 1. 宣誓できるのは性的マイノリティの当事者の方だけですか？

→性的マイノリティの方に限らず、事実婚のカップル等、双方が生活していくうえで、お互いを支え合い、欠かすことのできない関係にあるお二人を対象としています。なお、宣誓をすることが出来る方の要件(P 2 参照)を満たしていることが必要です。

### Q 2. 同居していないと登録できませんか？

→同居、別居は問いません。

### Q 3. 婚姻との違いは何でしょうか？

→婚姻は民法の規定に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や税金の控除、親族の扶養控除など様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ制度は、町の要綱に基づいて行われるもので、法的な権利・義務の付与を伴うものではありません。

### Q 4. 登録申請に費用はかかりますか？

→登録申請に費用は掛かりませんが、登録にかかる必要書類取得の為の費用は自己負担になります。なお、『佐川町パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書』の交付、『佐川町パートナーシップ宣誓書受領証』の再交付、及び、『佐川町パートナーシップ宣誓書受領証カード』の再発行には、1件につき手数料300円が必要となります。

### Q 5. 養子縁組をしていても宣誓できますか？

→宣誓は可能です。

※ただし、近親者間(「おじ・おば」と「おい・めい」等)での養子縁組は対象となりません。

#### Q 6. 通称名は使用できますか？

→社会生活の中で使用されている通称名を使用することができます。  
通称名を使用する際は、宣誓書受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

#### Q 7. 郵便や電子メールでも宣誓書を受付けていますか？

→郵便や電子メールでは受付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、提出いただく必要があります。

#### Q 8. 町外に転出する場合はどうすればよいですか？

→いずれか一方が佐川町に住所を有しなくなる場合は、宣誓をすることが出来る方の要件(P 2 参照)を満たさなくなりますので、『佐川町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届』(様式第 6 号)を提出し、受領証等を返還してください(必要書類は P 7 参照)。

#### Q 9. 婚姻した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？

→婚姻届を提出した場合は、宣誓をすることが出来る方の要件(P 2 参照)を満たさなくなりますので、『佐川町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届』(様式第 6 号)を提出し、受領証等を返還してください(必要書類は P 7 参照)。

#### Q 10. 制度の利用に際し、プライバシーは守られますか？

→宣誓の際は、プライバシー保護のため、ご希望に応じて個室での対応も可能です。事前予約の際にご要望をお伺いします。また、提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報等は、必ず守られます。